

自宅外通学を開始した年月とは、自宅外へ入居しかつ自宅外要件を満たした月のことです。 (例)2023/4/1に親元を離れた住居へ入居したが、家賃は4/1から5/31まで発生せず、6/1から発生する。 ⇒ 自宅外要件を満たす月は2023/6となる。

※2 入寮の事実 の証明	 ・奨学生氏名及び寮名、住所の記載があり、寮費の発生と入寮日(寮費発生日)がわかるもの(在寮証明書、入館証明書でも可) ・寮費の証明は学校パンフレット等の記載箇所のコピーでも可(入寮許可証等に学校担当部署による追記・学校の印を押印した証明でも可) ・寮費(部屋代)が発生していない期間は自宅通学扱い(水道光熱費、食費、医療費等は寮費(部屋代)とみなさない) ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください(自立援助ホーム等の入所証明としても利用可)「入寮(入所)証明書」
※3 賃貸借契約書	・契約期間を含め、貸主借主、入居者、家賃等契約内容が全て記載された箇所をコピーした賃貸借契約書(個人間契約の場合は※7参照) ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書の提出でも可
※4 領収書 支払実績証明書	奨学生又は生計維持者宛に、不動産業者又は家主が発行した領収書で、自宅外通学を開始した年月のもの 【記載項目】宛名・家賃を領収した旨・金額・何月分の家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月分)・家主の署名と押印・発行日
※5 居住証明書	 ・不動産業者(管理会社含む)又は家主発行のもの、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するものに限る ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピー(入居者欄に生計維持者の記載のないものに限る)に代えることが可能 ※住民票、免許証や在留カードを居住証明として取り扱うことはできません(改氏名等の証明としてコピーの提出は可)
※6 契約期間外 の証明	契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新欄のみの提示は不可) ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(契約期間が更新された以降の月のもの) ・家賃の領収書(※4)(不動産業者・家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7 個人間の ※7 賃貸借契約	親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外の証明となるもの本人又は生計維持者契約の場合は上表チャートのE又はFに準ずる。第三者契約の場合は区分C又はDに準ずる。・奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものを提出【記載項目】家賃を支払っている物件の住所・奨学生氏名・入居日・契約期間・月額家賃・家主の署名・本人の署名・契約日・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする。 ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」